

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年3月13日 07時15分ごろ
発生場所	愛知県南知多町豊浜港 豊浜港南防波堤灯台から真方位125°750m付近 (概位 北緯34°41.9′ 東経136°56.6′)
事故の概要	漁船第二政栄丸は、南東進中、また、プレジャーボートまるは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年4月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二政栄丸、0.5トン AC3-38638（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート まる、5トン未満（長さ5.76m） 240-09958愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷中央部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、南東進中、船外機の回転数が低下し、船長Aが、プロペラに藻が絡まっているのを認めたので、藻を除去しようとして回転数を上げ、絡まった藻の状況を見ていたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、漂泊中、船長Bが、前方で錨泊している釣り船の様子を見ていたところ、左舷方至近にA船を認め、大声を出し、手を振って注意喚起したものの、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、船外機のプロペラに絡まった藻の状況に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、前方で錨泊する釣り船の様子を見ていて、見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が南東進中、B船が漂泊中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考え

	られる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・他のことに没頭することなく、常時適切な見張りを行うこと。